

法律で解決!

中小企業トラブルは怖くない!

監修▶弁護士
栃木義宏

事例

三年前の売掛金は請求しても時効ですか？

宮部さんはインテリア内装会社を経営しています。数年前、親しくしていた知り合いの社長の新築工事の内装を請け負ったのですが、代金の一部しかまだ支払われていないことに先日経理担当の奥様が気づきました。宮部さんは奥様に問い詰められましたが、相手が親しい友人ということもあり、新築お祝いも兼ねてもう支払いしてもらわなくてもいいよ、と奥様に言うのですが……。

登場人物

- 宮部さん
（株）アリュール社長
- 栃木弁護士
中小企業オーナーの債権解決に奔走する熱き弁護士

宮部 妻が払うべきものは払ってもらいなさい、とうるさく言うんですよ。私としては話を蒸し返すのも無粋な気がして、気が進まないのですが。

栃木 ハハハ。でもまあ、奥様の言い分はもつともですよ。お仕事に対しての報酬という意味では、売掛金が残っているのはよくありません。三年前に工事されたということですが、請求書を出されたのもその頃ですか？

宮部 はい。内装用品についての仕入れ値分くらいはすべて支払われており、一部工賃や手数料の部分が未納のようなんです。

栃木 なるほど。事業が好調でお忙いせいいか、不足分を請求されるのを忘れておいでだったんですね。

宮部 はい。おかげさまでというべきか、恥ずかしながらというべきか……。

栃木 確かに、貸金や売掛金などの債権には消滅時効というものがあります（民法一六六―一七四条）。そのお知り合いの方からの支払いがなく、また、宮部さんからも請求しないという状態が一定期間続くと、請求権が消滅して取り立てができなくなるのが消滅時効です。消滅時効には長期のものと短期のものがあり、それぞれ期間が定められています。

○運送代金、飲食代金などの債権……

年（短期消滅時効）

○請負人の工事に関する債権……三年（短期消滅時効）

○民法上の金銭消費貸借契約による債権……一〇年（長期消滅時効）

今回の宮部さんのケースの場合、家屋の内装工事の請け負いとなり、請負人の工事に関する債権にあたりますので、三年経過しているということ、基本的には時効になっています。

宮部 私が思っていたよりも時効期間が短いです……。

栃木 原則的には時効なんです、まずは相手先にあらためて支払いを催促してみることをおすすめします。

実は消滅時効というのは、債務者が「消滅時効にかかったから支払いをしない」と主張して初めて効力が生じるものなのです。これを「時効の援用」といいますが、援用をするかしないかは、債務者の自由なのです。

ですから、債権そのものは時効にかかってはいますが、債権者である宮部さんとしては、まずは請求を試みるというでしょう。相手先からは「時効だから支払わない」といわれる可能性もありますが、もし相手が時効になっっていることを知らなかったり忘れていたりしたら「時効の援用」をすることなく支払ってくれるかもしれません。

宮部 相手は今でも私との関係は良好ですし、単に忘れていただけだったと思うんですけどね。

栃木 それならなおさらやんわりと言ってみたらどうでしょうか。なお、時効期間が経過していても、相手方が債務を支払ったり、債務があることを承認したならば、相手方は再び消滅時効を援用することができません。ですから、相手方に債務があることを認めさせたり、一部でも支払ってもらうことがポイントになります。

そのうえで、こちらから一応請求した後で、何日まで待ってくれなどの言い分があった場合は、それを書面にしておくと、今後はトラブルを避けることができますと思います。

宮部 わかりました。一応、その手順を踏んでみたいと思います。では、今回のように、こちらの不用意もあって時効が成立してしまったのではなく、相手先の支払いに信用が置きづらい場合、事前にこちらで手を打っておきべき予防策はありますか？

栃木 相手が一定期間支払いをせず、消滅時効に陥りそうな状態になるのを防ぐには、次の三つの方法があります。

- ① 催告をする
- ② 債務を承認させる
- ③ 裁判手続きを取る

催告は証拠を残すために内容証明郵便で送ります。催告することによって、時効中断の効力が生じます。

宮部 催告すると時効が延長されるのですか？

栃木 はい。六ヶ月間は有効です。ただし、再度催告をしたらまた六ヶ月間時効期間を延ばすことはできませんのでご注意ください。

宮部 ではその六ヶ月の間に請求をし続けるんですか？

栃木 請求し続けるといいますか、相手方に債務の承認をしてもらうか訴えの提起など裁判上の手続きを取らないといけません。相手の債務者に債務があることを認めさせることが「債務の承認」です。先ほど宮部さんの例で言ったように、売掛金の残高確認書等を双方で取り交わしておくといいでしょ。

相手先が支払いの猶予を申し込んできたり、残高の一部でも支払いをしたら、それだけで債務の承認をしたことになり、時効が中断したことになります。それでもダメならば、裁判上の手続きをふまえた時効の中断措置を講じることになります。

宮部 時効を中断したとしても、その効力はいつまで続くのでしょうか？
すべての債権が返済されるまで時効を

中断させることは可能ですか？

栃木 いいえ。時効は中断する原因がなくなれば再び進行し始めます。例えば、中断した時効が再び進行し始めるのは、債務承認がなされた場合には、その承認の日からです。短期消滅時効にかかる債権であっても、確定判決等によって確定した債権に関しては、時効期間が一〇年となります。

いずれにしても、裁判所に訴訟を起したり、和解、調停などの申し立て、破産・更生手続きの申し立て、差し押え、仮差し押え、仮処分などの裁判手続きにも関わってくるのが時効です。まずは、短期消滅時効と長期消滅時効のそれぞれについて、ご自身に当てはまるものがないかどうか、今一度確認されるとういでしょう。

また、今後は、どのような仕事に関しても売掛金が滞留している相手先については、毎年残高確認書などを提出してもらうことをおすすめします。

宮部 よくわかりました。今後は十分気をつけたいと思います。

〈プロフィール〉

1946年1月生まれ。69年中央大学法学部法律学科卒業後、72年東京弁護士会登録。和議および民事再生でこれまでに100件を超える企業再建に関与。著書に『社長は「民事再生」で再起せよ』（悠飛社）がある。

毎月勤労統計調査特別調査に ついてのお願い

厚生労働省

厚生労働省では、本年七月三十一日現在で、常用労働者を一人から四人雇用している事業所を対象に、毎月勤労統計調査特別調査を実施します。

この調査は、一〜四人規模事業所における賃金、労働時間及び労働者数の動向を都道府県別に明らかにするなどの目的をもつ大切な調査です。

調査対象となる事業所には、八月から九月にかけて統計調査員が訪問して調査票を作成いたします。

調査票に書かれた事柄は、「統計法」により、厳しく秘密が守られます。また、統計以外の目的に用いられることは禁じられています。

ご多忙のこととは存じますが、調査へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

調査の内容が、他に知られたりするよう
なことはないのでは
ないか？

この調査は、わが
国の一人当たりの賃
金や労働時間を調
べるためのもので、
金の算定や、労働基
準法その他の法律に
基づく取り締まりな
どに用いることは絶
対にありません。

統計法という法律
で、そのようなこと
は禁じられています。
安心してお答えく
ださい。

指定統計とは？

国の政策決定に必要で、また国民全体が共有するにふさわしい統計として、統計法に基づき指定された統計のことです。対象となった方は、統計法により調査に回答しなければなりません。一方、秘密の保護などについて厳重な規定が定められています。

国勢調査、生産動
態統計調査、事業
所・企業統計調査な
ども、指定統計です。